

東洋の思想と宗教 第三十六號 平成三十一年（二〇一九）三月 抜刷

『學制略說』に見る會澤正志齋の治教一致論

大場 一 央

『學制略説』に見る會澤正志齋の治教一致論

大場 一 央

一、問題の所在

會澤正志齋（一七八二—一八六三）の思想を研究する際に避けては通れないのが、弘道館に於ける教學の實際である。というのも、「學問事業の一致」を説く會澤が、實踐者として携わったのは、總教（教授頭取）としての弘道館創設であり、「實學」や「學問事業の一致」といった會澤の決まり文句が、彼の中でどのように想定されていたかは、彼の具體的な「事業」を見なくては、量りようがないからである。また、『新論』で展開された、國體論を最大の特徴とする會澤ではあるが、各テーマ別に著された著作を概観してみると、『退食閒話』、『洙泗教學解』、『學制略説』、『泮林好音』、『及門遺範』など、

教學を中心テーマとする著作が數多く存在し、教學に比重を置いていたことは容易に看取できる。したがって、會澤の教學理念と實際との距離を計測することは、その他のテーマの議論が、どの程度現實に施行されることを想定していたかを豫測する、重要な作業であると言えることができるのである。

筆者は既に、『退食閒話』によつて教學理念を、『洙泗教學解』、『讀論日札』などによつて、經學による教學理念の裏付けを考察してきた。これらはいずれも、教學理念について述べたものであるが、これらが現實に如何なる機構の下に實踐されるべきと考えていたかについては、『學制略説』、『泮林好音』などを檢證しなくてはならず、こうした雙方向からの檢證を経なくては、會澤の教學にまつわる思想を明らかにす

ることは不可能である。

したがって、本稿では『學制略説』、『洋林好音』を通じてこの作業を行いたいと考えている。本書が選擇された理由としては、『學制略説』、『洋林好音』はそれぞれ、教育機構についての原論と、實際の弘道館についての機構とを述べた書物であるから、兩書を比較することによって、會澤が教育機構の何を重視し、實際にどのように實現したのかが分かるようになってくるからである。これは弘道館創設にあたり、會澤が周到に準備を進めていたことを示すと共に、今日の研究にとつても大變有益な機會を提供するものであるが、先行研究を調べてみても、ここに注目した研究は非常に少ない。その理由として考えられるのは、教育機構に關する經書の裏付けが、『周禮（周官）』によってなされていることに起因する。

會澤の教育機構の議論と『周禮』との關係が密接であることは周知に屬することであり、今更論を俟たないが、それについて著された會澤の『讀周官』は、今井宇三郎氏の研究によつて明らかなように、基本テーマが「内政軍令一致」の思想、すなわち、恆久的な防衛力を持つ國家機構に議論の焦點があるのであつて、必ずしも教育を中心テーマとするものではない。つまり、『洙泗教學解』や『讀論日札』が「論語」によ

『學制略説』に見る會澤正志齋の治教一致論（大場）

つて教學理念を裏付けしたような、單線的な論理のつながりを持たず、寧ろ、國家機構の議論に入り込む形で、教育機構の議論もされているという、複線的な形式になつており、研究者としては、あくまでも『周禮』の議論全體に沿ひ、國家機構全體の中で教育機構について分析を進めるべきか、それとも教育機構に絞つて分析すべきか、頭を悩ませることになるのである。『周禮』に基づく會澤の國家機構を概説すると、國家の行政單位を「六郷」（首都圏）と「六遂」（近郊）とに大別し、首都圏には大臣・官吏でもあり軍人・兵卒でもある「卿大夫士」と「民」が居住し、近郊にはそれ以外の農工商である「氓」が居住する。そして、一郷には一二五〇〇家が居住して郷大夫の支配を受けることとし、さらにこれを細分化して

「州」（二五〇〇家 州長が支配）

「黨」（五〇〇家 黨正が支配）

「族」（一〇〇家 族師が支配）

「閭」（二五家 閭胥が支配）

「比」（五家 比長が支配）

に枝分かれさせる。さかのぼると五比（二五家）は「閭」、四閭（二〇〇家）は「族」……といった具合に積み上がつていき、

郷（二二五〇〇家）となつて、都市圏が誕生する。これが六郷（七二五〇〇家）になつて宮城を圍み、かくて首都圏が誕生する。郷に居住する士民は、平時には官吏として政治業務を行う。戦時には各行政單位がそのままスライドし、各家一名が出征して「軍（二二五〇〇名・軍將が指揮）」が編成され、

「師」（二五〇〇名 師帥が指揮）

「旅」（五〇〇名 旅帥が指揮）

「卒」（一〇〇名 卒長が指揮）

「兩」（二五名 兩司馬が指揮）

「伍」（五名 伍長が指揮）

に細分化していく。これも「伍」から「軍」まで積み上がっていくことは同じであり、州長は師帥に、黨正は旅帥にスライドするように、政治機構上の支配系統がそのまま軍令上の指揮系統にスライドする。かくて六軍（七二五〇〇名・王が指揮）が完成する。遂もまた、同様に六遂で七二五〇〇家となるように區分けされているが、これはあくまで農工商の行政單位であるため、軍令組織に移行することはなく、戦時には輸卒や土木作業員として徴用されるに止まる。かくて内政軍令一致の體制は實現するのである。これは「軍令を内政に寓する」と言われるものであるが、關心は「郷」すなわち、政治家と

して、また軍人として働く士大夫層（武士）に置かれている。そしてまた、この郷の中では軍事以外にも「五禮」（吉禮・凶禮・軍禮・賓禮・嘉禮）による政治上・生活上の規定がなされ、國民は精神的・物理的に總動員されることとなる。言わば、近代以前ではあまり類を見ない規模での、國家總動員體制が企圖されていた譯であるが、その中に教育機構が組み込まれるということは、當然、こうした國家總動員體制という目的に沿う内容となるはずであり、したがつて、教育機構だけの分析に止めることを躊躇させてしまふのである。

ただ、もう一つの事實として、教育機構についての議論は、『讀周官』でも『周禮』に沿った形で「地官司徒」で完結しており、さらにそれは『學制略説』と『下學邇言』『論學』第一條・同三條にほとんど同じ論旨が記載されていることに注目する必要がある。このことは、前述の「内政軍令一致」の議論が『下學邇言』『論禮』等に展開され、教育機構について述べられた『下學邇言』『論學』とは場所を異にしていることから分かるように、教育機構と國家機構との議論は分離可能であることを示す。また、『學制略説』がそもそも『讀周官』よりも二十年以上早く先に成立しており、寧ろ『學制略説』から『讀周官』に議論が導入されていることからして、

會澤は教育機構がこうした國家機構の一部を構成するものとしつつ、また同時に教育機構のみで論點を整理したがっていと考えることが可能である。

したがって本稿では、『學制略説』と『洋林好音』を中心にその教育機構を整理しつつ、これが弘道館創設でどの程度實現されたかを觀察し、會澤の教學思想の一端を見ていきたいと思う。³⁾

二、教學關係の著作と弘道館

『學制略説』と『洋林好音』を検討する前に、弘道館と教學關係の著作との關係についてまとめておきたい。會澤が教學關係の著作を著したのは、早く『學制略説』の天保元年（二八三〇年・四九歲）邊り、遅くて『及門遺範』の嘉永三年（二八五〇年・六九歲）であり、その間に、「學問所建設意見書稿」（五〇歲）、「諸家學規」（五三歲）、「退食閒話」（六一歲）、「洙泗教學解」（六二歲）、「讀論日札」『下學邇言』（六六歲）、「洋林好音」（六七歲）などが入る。『讀周官』は安政元年（二八五四年・七三歲）の時の著作であるが、これは前述の通り國家機構を説いたもので入れない。

會澤が本格的に執筆活動を開始するのは、文政八年（二八

『學制略説』に見る會澤正志齋の治教一致論（大場）

二五年・四四歲）の『新論』なので、そこから文久二年（二八六二年・八一歲）の「時務策」まで、おおよそ三十七年間の執筆活動の内、實に約二十年間を教學關係に割いていることになる。尤も、その間他のテーマの著作もものしているため、二十年間をまるまる割いた譯ではないが、それでも教學關係に最も力を入れていたことは疑いない。

そしてこれに會澤の賞罰と、弘道館の創設とを重ね合わせると次のようになる。

天保元年（二八三〇年）『學制略説』。

同 二年（二八三一年）「學問所建設意見書稿」。

同 五年（二八三四年）徳川齊昭、學校建設計畫を發表。「諸

家學規」。

同 六年（二八三五年）徳川齊昭、學校建設を政府に諮問。

同 九年（二八三八年）徳川齊昭、「弘道館記」。

同 十年（二八三九年）學校御造營掛。

同 十一年（二八四〇年）小姓頭兼弘道館教授頭取（總教・督學）

就任。

同 十二年（二八四一年）弘道館假開館式。

同 十三年（二八四二年）『退食閒話』。

同 十四年（二八四三年）「洙泗教學解」。

弘化元年（一八四四年）甲辰の變。致仕謹慎。

同 三年（一八四六年）蟄居。後に屏居。

同 四年（一八四七年）謹慎解除。『下學邇言』、『讀論日札』。

嘉永元年（一八四八年）『泮林好音』。

同 三年（一八五〇年）『及門遺範』。

同 六年（一八五三年）黒船來航。教職復歸。

安政二年（一八五五年）小姓頭兼教授頭取就任。新番頭列に昇進。將軍徳川家定に講經。

同 四年（一八五七年）弘道館本開館式。學規諸則定まる。

弘道館の假開館式から本開館式までは十六年開いている

が、これは祭政一致を標榜する水戸學にとつては主要な施設となる、鹿島神社と孔子廟とが安政四年まで未完成だったため、名目上「假・本」としたに過ぎない⁵⁾。そうすると、實質

的な開校である天保十二年の假開館までは教育機構について著し、開校後は教學理念について著していることが分かる。

また、弘化甲辰の變で蟄居している最中に、會澤思想を體系化した『下學邇言』を構想していたことから、蟄居中は寧ろ再起を期して教學思想の最終的な體系化が行われ、嘉永元年に『泮林好音』を著し、後述するように、弘道館に於いて教育機構の徹底した實現を圖つたと考えることができるだ

らう。その後は「銃陣論」、「禦侮策」（一八五五年・七四歳）のような軍事・外交論、そして安政五年の戊午の密敕事件（二八五八年・七七歳）邊りから、國學批判に注力していくこととなる。この年代確認によって、會澤の教學關係の著作が、徳川齊昭の天保改革とリンクして、あるいは現實の要請に應じて、あるいは現實の改革をリードする形で著されたことが分かり、また『學制略説』と『泮林好音』とが、弘道館假開館を挟んで首尾をなしていることから、『學制略説』が教育機構の原論であり、『泮林好音』が實際の施策案であることが確認できるのである。

三、徳行道藝と十二教

前述の通り、『學制略説』は「周禮」「地官司徒」を基とした、教育機構についての著作である。だが、これは注釋書として逐條的に議論を進めるような體裁ではなく、教育機構について説かれた箇所を摘出し、構造をまとめていくという體裁となっている。したがって、文字や文章の解釋に獨自性を發揮するような議論はなく、寧ろ『周禮』にしか説かれなない「六徳」「六行」などは「忠信」や「孝」など、儒教では定番となる徳行にあつさり書き換えられる⁶⁾。

その構造であるが、會澤は「總論」、「門閥之學」、「次舎之學」、「鄉學」、「大學」に分けて章立てし、「總論」で教育機構全體の解説を、以下身分ごとの教育機構について解説していく。

總論ではまず、封建制の國家こそ學校が必要だと説く。

學を設くるに、封建の世と郡縣の世との差別心得あるべし。郡縣の世には、士大夫世祿に非る故、人材を下より拔擢すること自由なり。依て貴遊子弟を教ると云こともなければ、學制も疎にして多くは文具のみになることなり。封建の世にも俊才のものは何方よりも拔擢することなれども、大夫に大夫の祿あり、士に士の祿ありて、多くは世祿の人を用ゆることなれば、教養の法詳密ならざるときは、士大夫の子孫皆驕慢になりて用ゆべき人なきに至ること必然の勢なり。

郡縣制のような名目上は一君萬民が達成されている國であれば、科擧に代表されるように、そもそも個人で學問すれば良いのだが、封建制のような身分が階層化している國では、學校できちんと「士大夫の子孫」を教育しなければ、身分と職責とが分離してしまい、無用の人材であふれてしまう。つ

『學制略説』に見る會澤正志齋の治教一致論（大場）

まり、學校とは、封建制安定の爲の施設であるということである。したがって會澤は後段で、學校教育の對象を士大夫層（武士）に限定する。⁽⁸⁾ 續けて「治教一致」が説かれる。

一人に道を教ること學校にて書を讀せ、武藝を習はするばかりを教と思ふは大いなる誤也。教法の原は人君の躬行と政治の得失とにあることにて、人君道を信ずること厚く、治と教と一致にするに非れば、行れざることなり。政治の原は道德仁義を以て其の根本とすることなるゆへ、爲政以德と云ことなれども、人君道を信ずること厚からざれば、時世の習俗に牽かれ、目前の小利害に拘り、胥吏の苟且の説、胸中に主となり、其の中に小々の善政ありとも、以經術潤色吏事と云やふなることにて、經術と吏事との本末顛倒するゆへ、譬は胥吏を宰相にして聖賢を小役人にしたる姿になり、聖賢の道も吏事に抑へられて行はれず、政治は政治、教道は教道と二つになりて道をば學たりとも當世の用には立ぬものと人人心得るゆへ、いか程學校を立て、學文武藝を教へたりとも文具のみにて世の益にはならざる也。故に古は治と教と一にし

て、政治は道德仁義を本とし、教法は政治を羽翼として、賞罰豫奪、盡く聖賢の意に本づき、風俗を磨勵し、學校にて賢能を仕立て、直に是を擧げて今日の用をなす故、人々實學實行を務て、人才も成就することなり。是學を建て教を設る大眼目なり。

會澤は、教育や學問を政治から分離することを否定する。寧ろ、政治を悪くしているのは、目前の小利害にとらわれ、經濟や法律などをいじくり回して彌縫的に安定させようとする、小手先の技術に據つた「胥吏」だと考えていた。そうではなくて、政治とは「道德仁義」や「聖賢の意」のような、一貫した價值觀の下に指導されるべきであり、また、學校とはそのような「道德仁義」や「聖賢の意」によつて、政治を指導することができる人材を育成する場だということになる。では、具體的にそのような人材はどのように育成されるのであろうか。これに續けて會澤は、古の教法について次のように説く。

古の教法は徳行道藝と二つに分て教ることにて、又徳と行と藝との三つを郷三物と云。徳とは知仁聖義忠和の六

徳なり。行とは孝友睦婣任恤の六行なり。此二を合て徳行と云。藝とは禮樂射御書數の六藝なり。六藝には夫々の藝に付て、各道あることなれば、藝ばかり學びても其道を知らざれば、只藝者と云者になりて其用をなさず。(中略) 藝には必其道を教ることなり。是を合て道藝と云。徳行の修りたる人を賢者とし、道藝に熟したる人を能者とす。賓興の禮ありて賢能を擧げ、賢者をば頭役とす。(中略) 能者をば役人として、官府の事を治めしむ。(中略) 徳行道藝の成就したるをば此の如くこれを用る爲に、今日の政事に用ゆべき人を下拵へをし、皆其實事に就てこれを教ることなれば、後世などの空言を以て教とするもの、如きには非なるなり。

六徳、六行、六藝が擧げられているが、六徳、六行それぞれの内容については、それほど深い意味はない。問題は、徳行が備わつた「賢者」と、道藝が備わつた「能者」とがいて、テクノクラートのな能者の上に、徳行が備わつた賢者という存在がいるという構圖である。この賢者が何者であるかは後に回すとして、會澤はさらに

立教の大綱は五教とも五典とも云て、父子・君臣・夫婦・長幼・朋友の道にして、人倫を明にすること其の大本なり。

とする。つまり、「道」と言われるものは五倫の道であり、目先の利害にとらわれず、人倫（人間關係）によって形作られる社會（社會）を秩序づけるような政策を立案・施行できる技術者を「能者」と言っているのである。「聖賢の意」「道德仁義」によって政治を指導するという構圖と同じであり、要するに「聖賢の意」「道德仁義」とは「道」に他ならず、會澤が「五倫の道」による社會の秩序化を企圖していることは明らかである。⁹⁾

このように、道による社會の秩序化こそが、教育の大本であるとする會澤は、その具體的方法として『周禮』の「十有二教」を提示する。箇條書きにすると①「以祀教敬則民不苟」②「以陽禮教讓則民不爭」③「以陰禮教親則民不怨」④「以樂禮教和則民不乖」⑤「以儀弁等則民不越」⑥「以俗教安則民不偷」⑦「以刑教中則民訖」⑧「以誓教恤則民不忘」⑨「以度教節則民知足」⑩「以世事教能則民不失職」⑪「以賢制爵則民慎德」⑫「以庸制祿則民興功」であるが、これらはいずれも國民生活の指導を通じて、民に道（五倫の道）を染みこ

【學制略説】に見る會澤正志齋の治教一致論（大場）

ませようとすることに目的があつて、前述の教育を受けた士大夫層はこれら十二教を時宜に適った政策に翻案し、施行する側となる。これらは、祭祀による民心の統一、職業分配による生活の安定の他、富裕層の抑制、一般國民の生活モデル提示、結婚の保證など、おしなべて強力な統制政治を志向するものであるが、政策の中に「道（ここでは敬・讓・親・和・等・安・中・恤・節・能など。結局は人倫の道であることに變わりない）」が含まれているとする會澤からすれば、これこそが「道德仁義」や「聖賢の意」による治教一致だと考えるので、小手先の技術とは異なる、と考える。その他、士大夫の子弟で德行道藝に背く者や怠惰な者に對する刑罰（八刑）、それをチェツクする監察官（司救）の設置、強制收容所（圜土・嘉石）での勞働従事を以て教育は完備されるとし、¹⁰⁾最後に

この十二の教ありて民を鼓舞作興するゆへ五典の教も行はる、也。是等の事もなくして學校にて講釋をし、武藝を習したるのみにて、教の行る、者と思ふは、誠に兒戲と云べき也。

と締めくくる。ただ、ここで疑問となるのが、十二教はあく

まで政治による國民教化であつて教育の對象は士民であり、それまで語られていた士大夫層への學校教育とはそもそも次元が異なるのではないかということである。封建制國家では學校が必要であり、また徳行道藝を教えると言つたはずが、すぐ後ろで突如國民教化の話をしだし、「學校にて講釋をし……誠に兒戲と云べき」とは一體どういふことなのか。

四、各階層ごとの教育と治教一致

この疑問に答えるのが、各階層ごとの教育である。總論に續けて展開される「門闈」「次舍」「郷學」は、それぞれ、王の子弟と公卿大夫の子弟、士の諸子、士民を教育する場を指す。以下、それらを見ていきたい。

まず門闈の學だが、これは王宮の虎門に設置されている。王宮は外朝・治朝・虎門・内朝・王闈という建物によつて構成されており、外朝は外交儀禮や訴訟、治朝は群臣の謁見や諸官府の決裁、内朝は公卿大夫による朝議、門闈は後宮である。虎門は内朝と治朝の間を仕切る門で、門側の部屋が學校となつている。ここに集められた王と公卿大夫との子弟らは

今の大臣の子弟を小姓として君側に昵近するが如し。(中

略)古は王と王の子弟との學問の相手に出て、少小より王の手元にて其の材を養ひ立て、其學問と云ひ徳行道藝の實用を教へ、御用の見習をもさするなり。

というように、政治の現場を見學することとなる。彼らの師となるのが「師氏」である。

師氏の職は、掌以微詔王とて、善道を以て王に告る役なり。依て三徳三行を以て國子に教へ、其徳行を成就するなり。虎門の左に居て王朝を掌り、王の内朝へ機密の御用を伺ひに出るもの、指引をする也。其外凡そ祭祀・賓客・會同・喪紀・軍旅にも王の出る時は是に従ひ、王之治を聴く時もこれに従ふ役なれば、政事の善悪も盡く知りたる上にて、善道を王に告げ、又國子に教るにも徳行を以て教へたる上に、掌國中失之事以教國子弟とて、政事の得失世間の善悪をも云聽せて、大臣の子弟に政事を見習はしむるなり。

師氏は、王の側近として朝議や機密會議にも參列し、王の相談役となる。そして、その内容を教材として子弟たちに教

え、三徳・三行を成就させるのである。三徳・三行とは

三徳の一には至徳以爲道本とて、至徳は至徳したる徳なり。至徳と云は安排布置をも借らずして、自然に備りたる眞實無偽の徳なり。この徳あるときは、忠信之人可以學禮と云るが如く、道を學ぶの根本となる也。二には敏徳以爲行本とて、敏捷にして怠慢の氣なく、萬事にさつきこと百行の本となるなり。三には孝徳以知逆惡とて、孝は父母に順なるの道なれば、孝徳を定規に見る時は、其人は順善なるか逆惡なるかを知ること也。又三行と云は、一には孝行以親父母なり。二には友行以尊賢良なり。三には順行以事師長なり。(中略)行本ありて徳と行と一致になり、道本ありて徳行と道藝と一致になる。

というように、至徳(忠信)、敏徳(敏捷)、孝徳(從順)であり、素直で果敢に取り組み、むやみに反抗しないといった徳と、親・友・師との付き合いを大事にする行である。

また、同じく門闥で教える師に「保氏」がいる。

保氏の職は掌諫王惡とて、王に過失あるときは是を諫る

『學制略説』に見る會澤正志齋の治教一致論(大場)

役なり。師氏と全く祭祀・賓客・會全・喪紀・軍旅また王の治を聽く時も皆これに従て、聽治の上に過失あればこれを諫め、又使其屬守王闥とて、闥は官中の巷門なれば、中奥より大奥への入口を保氏の支配下の者に守らざるなり。人君の政事に愾ること多くは後宮より生ずるものなれば、其入口を固めて王の勤惰を糾察し、過あれば是を諫む。かくの如き職掌にして國子に道藝を教ふるゆへ、六藝六儀を教ふるも、皆實事を以て教ることにて空文にならず。教へ立る所の人才も皆實用をなすこと也。

保氏も師氏と同様側近であるが、こちらは相談役ではなく、王を監視し諫言する。特に配下の者を使つて後宮を取り締まることで、風紀を肅正することに特徴がある。六藝六儀とは

養國子以道教之六藝とて、禮樂射御書數を教へ、又教之六儀とて、祭祀・賓客・朝廷・喪紀・軍旅・車馬の六の坐作進退の容儀を教ふるなり。六藝六儀ともに皆道を行ふの節文なれば、只作法ばかりになりては役に立たず。故に六藝六儀に道を寓してこれを習ふ間に自然に道に染みこむやうに仕掛る也。

ということ、政治に必要な技術（六藝）と朝廷内の各種儀禮（六儀）を指す。これに道が組み込まれることで、技術に一貫した價值觀が吹き込まれ、人材がはじめて使い物になる。そして

師氏と保氏と職を分て徳行を教て驕慢佚樂の心を制し、道藝を教て實用に施さしむ。二職是を掌りて其材を成就す。是門闈の教法の眼目なり。

と、徳行・道藝を師氏・保氏で分擔して教育するのであるが、ここではつきりしたことは、徳行の教育とは「人格教育」であり、道藝の教育とは「技術教育」だということである。勿論、どちらも人格教育、技術教育を含んでいるものの、師氏の教育は、その職掌と同様、純粹な心を以て大局を見ることを教え、保氏の教育もまたその職掌と同様、手續きや役割に對する峻厳さでもって機關を保守することを教えている。これは先程の「賢者」と「能者」と同じであり、「賢者」という存在が、その高い人格によって國家の大局を見通し、王の側近として國家を導くことを期待されているのだということが分かる。

その他、再び司救らによる監察や懲罰、強制收容の話が出ているが、新たに「司諫」という職が登場し、萬民の徳行道藝を吟味の上、推薦するとしている。司救や司諫が師氏・保氏の支配下に置かれた理由を

一には國中の賢才を王に知らせ、又邪惡過失ありて風俗の害になることをも知らすべきなり。二には右の事を國子にも知らせ、勸戒にもなし又他日重役になりても人物を熟知するためにもなるべし。（中略）五には師保の官に權ある故、教も行る、勢なり。

としている。つまり、政治の現場に常に居合わせ、それを教材にすると共に、師氏・保氏自身の政治力を示すことで、學生に強い説得力、感化力を持たせようというのである。

續いて次舍であるが、こちらは王の寢殿の四方四隅を宿營する詰所と宿舎を指す。土の子弟達は「冢宰」（宰相）の管轄下で警備を擔當し、宮中擔當の官僚たる「宮正」「宮伯」の指揮を受け、詰所であれ宿舎であれ、常に徳行の監査をされつつ、宮中業務を通じて道藝を教えられる。門闈と次舍までは、いわゆる「士大夫」（武士）と考えて良い。これとは別に、

民や下級士族からの登用を見越した教育機関が郷學である。

郷學は前述の各行政區分（郷・州・黨・族・閭・比）ごとに設置される。

郷大夫より比長まで皆その組下の治教を掌る。其學生家塾ありて郷閭の子弟を教へ（割注略）、一黨には黨庠あり、黨正の廳にして（割注略）、五百家の學問所なり。かくの如く軍律を以て組分をしたる上にて、其組々に學問ありて、其頭教を掌り、學問の吟味をするなり（割注略）。郷閭の子弟の勝れたる者は、黨庠へ出て學び、又其勝れたるは州序にて學び、其上にて勝れたる者は、郷庠へ出て、夫より大學へ舉て、夫々に取立ることなり（割注略）。

各役場に學校が設置されることは、門閭と同じである。そして、その教員は致仕した士大夫で、德行に秀でた「師」と道藝に秀でた「儒」が當たる。

第三に師以賢得民とて、師は民に德行を教ふる故、その賢なるを以て民心を得る所より教の本立つなり。又第四に儒以道得民とて、儒とは道藝を教ふる事持前なる故、禮

『學制略説』に見る會澤正志齋の治教一致論（大場）

儀に習ふとか、音楽を能くするとか（中略）其の道藝に得手たるを以て民心を得て教ふるなり。かやうに民を得る所と今日の政事と兩に相並ぶによりて、此の方の教化も自然に民心に染みこむこと聖人の妙用にして、後世法令ばかりにて民を治るものと心得たるもの、曉らざる所なり。師は即ち門閭に師氏の職あるが如く德行を教へ、儒は門閭に保氏の職あるが如く道藝を教ゆ。何れも大夫士の德行道藝ある人、老年に及び致仕して後、郷黨の子弟を教へ導く。是を先生とも又郷先生とも云なり。

このように、基本的な機構は門閭と同様であり、役場のすぐ隣で德行・道藝に秀でた師（≡賢者・師氏）・儒（≡能者・保氏）によつて指導を受けて、實地に政治に關わりながら學ぶのであるが、門閭があくまで十二教を施行しながらの學びであるのに對し、郷學で學ぶのは主に士民であつて、十二教を施行されながらの學びであることに違いがある。これに續けて各行政區分では先の十二教が生活の隅々で行われ、その主旨を各長が讀み聞かせ（讀法）ていく内に、普段の生活を着實に實踐させつつ、郷學で教わる德行道藝を修得できるよう教育して、秀でた士民を選抜する制度が説かれている。

此の如く頭々よりは法を讀聽せ、又別に師儒ありて徳行道藝を教へ、長と師儒と相互に持合て、人材を仕立て、其上にて閭胥「二十五家」よりは組下の中、敬敏任恤なるものを族師まで書出し、族師「百家」よりは孝弟睦婣にして學あるものを黨正へ書出し、黨正「五百家」よりは徳行道藝あるものを州長へ書出し、州長「二千五百家」は其組下の徳行道藝を吟味してこれを勧め、過惡を糾してこれを戒め、郷大夫「萬二千五百家」は其徳行を吟味して賢者能者を引揚げ、それに取立るなり。かくの如く頭々よりは法を讀聽せ、師儒は徳行道藝を教へ、人材の成就したる所にて是を擧用るゆへ、教も實事なり、人も實才にして、何れも實用をなすことなり。

こうして見てみると、總論で十二教が説かれ、學校で講釋することが否定されていた理由が分かる。つまり會澤は、政治の現場に居合わせ、政策の決定、政治家の言動などをよく觀察することが學びであり、政治家から直接その政策の意圖や技術、心構えや行動の仕方などを教えてもらうことが教育だと考えていたのであって、「十二教」の施行や實踐がその

まま教育となるのであるから、國民教化は同時に爲政者の教育の場ともなり、また、教化を受けた士民がその意圖をよく悟り、今度は自らが爲政者として教化を施していくように導くことも教育となるのである。このように、統治者と被統治者との境界が教化を通じてゆるやかになり、最終的に國民——といつても士大夫以下、六郷の民に限定されるが——全員の自覺と、爲政者としての参加とを促す内容となつていたのである。「徳」といい、「道」といつても、それは議論によつて觀念的に措定されるものではなく、現實社會における人のふるまいや仕事に立ち現れ、不斷に形を變えてくるものであるから、政治の現場でしか學び得ない。これが會澤の企圖した治教一致の基本構造である。

なお、續けて大學の説明が行われるが、ここで會澤は大學を「大禮を講じ大に合樂し、四方の賢俊を集め、總て大なることに用るために場所をもひろく拵え置くことなり」と言い、中央（天子の學問所）、東（武藝の修練所。古老の昔語りを聞く場所）、南（音樂の練習所）、西（先賢の祭祀所。禮を學ぶ場所）、北（讀書の指導を受ける場所）とする。一見すると大學は特別な教育機關に見えるがそうではない。というのも會澤自身

小學と云も後世は尙書大傳などの文に泥みて、幼童の學問所と心得、小學の教は階梯にして、眞の學術は大學にて誠意・正心等の事を説聽するものと思ふゆへ、古の教法を失たる也。古の小學は門闈・次舍・鄉學などの場所を分け、世子・王族・公卿大夫の子弟などは門闈にて學ぶ、士の子弟は鄉學にて學び、當番の時は次舍にて學ぶことにて、幼少より壯年まで小學にて學ぶこと易ることなく、只大そうなることを學び、廣く四方の人と交るべきために時々大學へも出ることなり。

と言つてゐるように、大學の「大」とは、大規模な儀禮や、大がかりな施設を備えた、というような「大きい」という程度の意味しか持たず、中心はあくまで門闈以下の「小學」だからである。寧ろ大學は、鄉學から推擧された士民や、諸侯から推薦された賢者を招き、ここで再度人物選考を経た後に任官したり、あるいは各地方出身者の交流を深めることで、廣く支配領域全體の風俗人情を知るための場として設定されている所に特徴がある。

五、弘道館における治教一致

さて、ここまで見てきた教育機構に關する會澤の理想は、どのように具體化されたのであろうか。『洋林好音』を見てみると、まず弘道館の間取りについて

社廟の前に弘道館を立て、其書院を講經文武の試業、其他の禮事都て重立たる事に用ひ、其奥に公の間燕の處あり。其次の間と旁室とを諸公子の讀書習字等に用ひらる。館の左を文學の所とす。寄宿寮・居學寮・講習寮あり。諸生の幼少の者、各其師の家塾にて讀書習字せしめ、素讀終りて文義精通する者は、講習寮に入りて讀書す。就中稍、増進する者は居學寮に入れ、猥雜ならざる爲に一室を授けて閑靜にして、心を潛て讀書せしむ。寄宿寮に一室を授けて居宿し、晝夜讀書習字を勤め、休息の時刻には卷藁木馬銃砲の素ため、居合の素拔、槍の素ごき、樂譜の唱歌、或は甲冑を着、軍學・築城・算術・天文・詩歌、其人の好に従ふ。

と、書院を中心に、奥座敷、中奥などが配列され、左の文館

では經學を學ぶ者の爲の寄宿舎が存在する。そして、

其他歌道・兵學・軍用・音樂・諸禮等の局あり。館の右に演武場を立て、刀槍を主として、其外、なぎなた偃月刀・柄太刀・居合・柔術等各一區を授く。其南に觀象臺有りて、其下に算術天文局を設く。其西に醫學館・本草局あり。館の後に馬場あり。其西に遠射又は諸武藝の合演、銃隊の教閱、陣營の操練等をなすべき爲に、一區の草原あり。(中略)又其西に弓銃の的場及び騎射騎砲等の馬場あり。

というように、軍事や科學關係の場所が設定されている。これは文武一致を標榜する水戸學の理想を具體化したものであり、一見すると門閥、次舎、鄉學には對應していないようにも見えるが、續いて徳行道藝、三徳・三行・六藝、師氏の簡單な解説に續き、

我公の學校を設給ひしも、此意を斟酌せられ、御座所の次に諸公子讀書習字等の席あり、又一間を廊下の如くにも用ひ、兼て大臣子弟游息の所ともなし、或は左右に給仕し警衛を兼ね、會集して讀書講論し、或は卷藁を射、

木馬に乗り、鐵砲の素ため、居合を拔など、鬱氣を散じ、藝に遊ぶの處とし、側に督學及び教職の詰所有りて、教導すべしと評議あり。

と言う。門閥と次舎を意識したものであろう。續いて、

又政教を一にする事は、記文に載給ひし如く、國君親ら治教の本を統べ、君師の天職を治め給ふ。依て學館に公の御座所あり、執政以下諸有司の席あり。又其下吏書記等の局もあり、目附の局もありて、一月六次出仕して政教の事を處分せしむ。督學の職を始めて命ぜられし時も、小姓頭の役にて督學の事を勤むべき旨命ぜられ(中略)此度汝等を小姓頭に申付けたる事は、其職に權勢なくては教も尊からざる故、清要の職にせしなり。

とここで政務が執り行われる旨が書かれ、督學が小姓頭と兼任である理由が治教一致にあることが明かされる。また「其他機密の事、政令賞罰諸士の黜陟等の類、政府より屢々詢問あり」と言うことから、督學は全く師氏を想定した役職であることが分かる。そして、學生の立場に應じて教育内容が異

なるようになってゐる。

又人人の學問も其位に依て差等あるべし。譬へば平士の心掛る所と、少年力學の者の志す所と、國政に與るべき人とは各差別ありて、其意を用ふべき所各、異なる事ある故、經史を講論するも亦各、其人の位に因りて講師の心得あるべし。譬へば平士は五倫の大意を曉り、廉恥を勵し躬行を務るを專にし、少年の力學には孝弟を本とし、俊才の者には天人の大道を知りて聖賢の深意を會得し、古今の治亂を明かにし、修己治人の實行を服膺し、實才を養ふを主とし、國政に與る人は治教の大本を知り、經國治民の大要を諭り、制度・法制・政刑・禁令の是非得失を審にし、眼前の實事に施すべき事を先務とするの類、講者聽者各、其差別あるべし。

依て館中の講經も其日を分けて、毎月布衣より物頭及び諸役人に至るまで、聽講の日三度、居學生聽講三度、講習生一度〔講習生は此外に平士子弟の日にも出席通計三度なり〕、布衣物頭の庶子、平士の子弟聽講二度、平士の聽講三度と定め、各、其日を異にし、布衣物頭等又は居學

『學制略説』に見る會澤正志齋の治教一致論（大場）

生などの、平士及び其子弟聽講の日にも出席する事、其好に任すべし、と定めらる。

それぞれの地位・職責や才能に應じて講義内容を變えていく所は獨創的だが、恐らくこれは、大學・門闈・次舍・郷學を全部詰め込んだ結果であろう。この他、優秀な者には褒賞が與えられ、官職に任命されるということも決められていたから、郷學による下からの人材補充も取り入れたかと思われる。

『洋林好音』を見る限り、弘道館に於ける教育事業でも、政廳と學校の合同、小姓頭と督學の兼任、地位に應じた教育内容の變化など、治教一致の原則がほとんど取り入れられていることが分かる。一方で、『學制略説』ではほとんど問題にされていなかった讀書などは、實際の弘道館教育の根幹をなしており、講義では經史の解説を通じて政策や心構えなどを考えさせていることから分かるように、實踐の中に問題設定をし、その解決を求めるような読み方を推奨していたのであった。⁽²⁾

以上、『學制略説』と『洋林好音』を見てみると、弘道館の機構が『學制略説』で説かれた教育機構の大部分を再現し

ようとしていたことが分かる。しかも、『學制略説』では大學以下、國家の教育機關を複數設置していたのが、『洋林好音』では弘道館に詰め込まれる形で構想されている所に、會澤の工夫を見ることが出来る。そしてこのことは、會澤正志齋のいう「實學」というものが、そのまま政策として立案可能な議論であったことを確認すると共に、個々人がその政策に込められた「道」を學習する中で、自らの取り組んでいる仕事の目的や、その役職にふさわしい心構え、ふるまいと言ったものを自覺しつつ、新たな事業を創造し、自らの人格を主體的に作り上げていくための學びとして設定された、個人のありようを問うてくる學問であることも確認できるのである。つまり會澤のいう「治教一致」とは、單に政治と教育とが一致しているというのではなく、政治は常に現在する個々人のふるまい、仕事によって生成されていくことに期待していたこと、すなわち國民の自覺と主體的創造に論點を置いていたことを確認して本稿を終わりにしたい。⁽¹³⁾

【注釋】

(1) 以下、會澤の『周禮』に基づく國家機構の概説は、今井宇三郎「水戸學における儒教の受容」藤田幽谷・會澤正志齋を

主として、「水戸學」・岩波書店・1973）を参照。

(2) 「學制略説」と「學問所建設意見書稿」の成立年については、瀨谷義彦「會澤正志齋」(文教書院・1942)で推定された、天保元年、同二年説を踏襲する。

(3) 以下、「學制略説」は、『日本教育史資料』(文部省・1890-1892)所收のものを引用した。ただ、これは現存最古の資料でありながら誤植が多いため、『水戸學派教育學選集』(日本教育文庫・1937)で修正を施されたものを參考に誤植を再度修正した他、句讀を施す、片假名を平假名に変更するなど、適宜修正を加えて引用した。「洋林好音」、「學問所建設意見書稿」は前掲「會澤正志齋」、「下學邇言」は會澤善編集の1892年發行版による。

(4) 成立年については前掲「會澤正志齋」他、安見隆雄「會澤正志齋の生涯」(錦正社・2016)によった。

(5) 「水戸藩史料」(吉川弘文館・1915)他、前掲「會澤正志齋の生涯」による。

(6) 後段引用の三徳・三行が良い例。なおこのことは、會澤がこうした徳行を實踐を離れて觀念的に語ることを拒否した姿勢を如實に表している。

(7) 「封建の世は士大夫皆世祿に候間、郡縣の世に人材を自由に拔擢候時と違ひ、厚祿の子弟を教育致し候事専務に御坐候。依て聖堂等壯麗に造營仕り候儀は、大學校の制にて、平日厚祿の者を教候とは次第も違候間、姑く指置き、古聖人の意に

本づき、當時厚祿の子弟を教育仕候儀に付、心付候次第左に申上候」(『學問所意見書稿』)、「聖人學校を建て、人才を養はれし事は、前賢の論に詳なれば、今更論するに及ばざれども、其先務とする所封建の世と郡縣の制との差別あり。郡縣の制にては、匹夫より起て宰相にもなる事なれども、封建にては大夫子皆世祿にて、賢才を下より擧げる事容易ならず」(『洋林好音』)。

(8) 「野民には學校もなく(制注略)、官長も田野の事を治るのみにて、教法の沙汰はなきこと也。士農工商各々專業ありて、士の子は士となり、農の子は農となり、何れも其業を專に勤るゆへ、其業も厚くなること、即ち周禮に以世事教能則民不失職と云る意なり」(『學制略説』)、「夫れ聖人の野人に於けるも亦、豈其の能く徳行道藝を成すを欲せざらんや。然れども、田畠に従事する者は、終歳力を勞して足り、詳密繁縟の教の如きは、固より之を責むる所に非ず(夫聖人之於野人、亦豈不欲其能成徳行道藝哉。然從事田畠者、終歳努力而足矣、而如詳密繁縟之教、固非所責之)」(『下學邇言』)というように、會澤は士大夫層(武士)以外の國民に對する學校教育を想定していない。こうした會澤の教育觀とは異なり、藤田東湖は寧ろ、農工商らの潜在的な政治力に期待して、彼らへの教育を重視するようになったというのが『後期水戸學研究序説——明治維新史の再檢討』(本邦書籍・1986年)他、吉田俊純氏の著作で語られる思想史の一つの重要な論點である。

『學制略説』に見る會澤正志齋の治教一致論(大場)

(9) 「教は人倫を明らかにする所以なり。天有典を敍して聖人之を惇くす。天有禮を秩して聖人之を庸ふ。父子の親、君臣の義、夫婦の別、長幼の序、朋友の信、皆之を禮樂に寓す。少くして之を習ひ、長じて之を行ふ。民を軌物に納れ、英才を教育し、國家の用に供する所以なり(教者所以明人倫矣。天敍有典而聖人惇之。天秩有禮而聖人庸之。父子之親、君臣之義、夫婦之別、長幼之序、朋友之信、皆寓之禮樂。少而習之、長而行之。所以納民於軌物、而教育英才供國家之用矣)」(『下學邇言』)、「人の禽獸に異なるは、人倫あるを以てなり。聖人の教は人倫を明らかにするを以て旨とす。唐虞三代學校を設けて人倫を明かにし、人才を教育し、賢能を擧げて治教を明かにし、世世に傳へて國家の命脈を長久ならしむる事、古聖人の要務なり」(『洋林好音』)というように、後期になるほど、會澤は「道」を五倫に寄せて説明するようになる。特に「下學邇言」は「論道編」で道について、その世界觀と共に論じているため、滿を持して五倫の道と教とをつないできたのだと思われる。會澤が五倫を世界觀の根幹に置いていることについては、拙稿「弘道館記」をめぐる會澤正志齋の教學理念」(『東洋の思想と宗教』第二十九號・2012)参照。

(10) 「園土」「嘉石」のような強制收容所の設置について會澤は、賞罰を厳正にすることに意味があるのだとして、必ずしもその設置を推進はしていない。『下學邇言』に「園土・嘉石は良法と雖も、今時の如きは諸を雙刀を帶ぶ者に施すべからず。

但其の意の如きは則ち斟酌して之を用ふれば、當に時宜に適ふ者あるべし。凡そ聖賢の法は其の意美と雖も、古今宜しきを異にす。其の跡は必ずしも泥むべからず。其の意は則ち以て師法とせざるべからず。斟酌損益して之を活用するは其の人に在り。他皆之に倣へ（園土・嘉石雖良法、如今時不可施諸帶雙刀者。但如其意則斟酌用之、當有適時宜者。凡聖賢之法、其意雖美古今異宜。其跡不可必泥。其意則不可以不師法。斟酌損益活用之在其人。他皆倣之）というように、その制度の趣旨を活かし、如何に現在の制度として創造できるかを問題にする。

(11) 「年年文武諸生の性行・才藝・勤惰等を評議ありて、學業・藝術拔群なる者には、修行料として、年年銀子を給ひ、又出精の者には臨時に銀子其外の物を賜て、一時の賞とするも有り。又不次に拔擢して仕途に召出さる、もあり」。

(12) 『下學邇言』でも『論語』先進篇の子路の語を引き合いに出し、「若し民人社稷あり、必ずしも書を讀まずと謂へば、則ち佞にして人の子を賊ふと爲す（中略）見るべし、教は有用の器を成す所以にして學は實事に施す所以なるを」というようなのがそれである。

(13) 『學制略説』は「其風土人情に稱ひて時措の宜を得ると得ざるとは其人にあるのみ」と結び、これを具體化していく過程で更なる創造と工夫とが必要であることを強調している。實際、弘道館の教育機構を軌道に乗せるには相當な苦勞を

要したことは、『洋林好音』の隨所に「公も亦藤田彪等と評議ありて其圖を定給ひ、土木の功も此意味を以て大半成就せしかども、其事は諸公子讀書習字、大臣の子弟も出仕する事など少、は始りたれども、未だ全く施行するに及ばず」、「其要務と雖も未だ施行するに及ばざる事多く、人の四肢備れども未だ心神魂氣充ざるが如し。他日卓識の賢者ありて深遠の勢意を推廣し、實事に施行せられん事を庶幾ふのみ」などがあることから推察される。また、この問題に對處するため、石河明善らの進言により「弘道館學則」を規定する作業があった點について、荒川絃氏が詳細に追跡しており參考となる（『水戸學の思想と教育』（『人文論集』・静岡大學人文學部・2003）。本稿は、會澤の教育機構に對する著述を治教一致の觀點から分析したものであるが、他に厚祿の子弟達の怠惰を如何に引き締めるかという點に注目した論考として、關口直佑「會澤正志齋の教育思想」（『社學研論集』・早稻田大學社會科學研究科・2014）がある。こうした困難は、開校後に教學理念の著述が多くなることと無關係ではないと思われるが、その分析については別稿に譲りたい。

（キーワード） 水戸學、會澤正志齋、日本思想、近世儒教